

平成26年度第1回学校給食浅科センター運営委員会会議次第

日 時 平成26年 5月28日 (水)
午後4時00分 ~
場 所 浅科小学校・会議室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 自己紹介

4 平成26年度役員の選任について

5 新会長あいさつ

6 会議事項

(1) 平成26年度学校給食会計の予算(案)について

(2) 平成26年度学校給食の献立方針(案)について

(3) 平成26年度学校給食物資納入業者(途中)の承認について

(4) その他

7 閉 会

平成26年度佐久市学校給食浅科センター運営委員会名簿及び役員

職 名	氏 名	備 考
浅科小学校長	中島 一彦	会長
浅科中学校長	湯本 修	監事・(献立委員長)
浅科小学校PTA会長	石井 俊和	監事
浅科中学校PTA会長	橋本 鷹喜	副会長
学校医代表	小山 實	
学校薬剤師代表	小松 富美男	
教育委員会事務局 学校教育部長	桜井 和則	
事務局		
教育委員会事務局 学校教育部・学校給食課長	磯貝 修	
教育委員会事務局 学校教育部・学校給食課長補佐	高橋 浩一	
教育委員会事務局・学校教育部・学 校給食浅科センター事業係長(兼務)	小須田 悅夫	学校給食望月センター 事業係長(常駐先)
栄養職員(県職員)	北村 準平	
教育委員会事務局・学校教育部・学校 給食浅科センター事業係(嘱託職員)	小泉 龍人	

学校給食浅科センター運営委員会役員の年度別内訳

年度	会長	副会長	献立委員長	監事	監事
H17	浅科中学校長	浅科小学校長	浅科小学校長	浅科中PTA会長	浅科小PTA会長
	渡辺 昭夫	中島 民夫	中島 民夫	金箱 泰	井出昌幸
H18	浅科小学校長	浅科中学校長	浅科中学校長	浅科中学校長	浅科中PTA会長
	中島 民夫	渡辺 昭夫	渡辺 昭夫	渡辺 昭夫	高野光晴
H19	浅科中学校長	浅科小学校長	浅科小学校長	浅科小学校長	浅科小PTA会長
	佐々木 誠一	平岡 洋明	平岡 洋明	平岡 洋明	土田 一仁
H20	浅科小学校長	浅科中学校長	浅科中学校長	浅科中学校長	浅科小PTA副会長
	平岡 洋明	佐々木 誠一	佐々木 誠一	佐々木 誠一	山本 喜久雄
H21	浅科中学校長	浅科小学校長	浅科小学校長	浅科小学校長	浅科中PTA会長
	佐々木 誠一	平岡 洋明	平岡 洋明	平岡 洋明	山浦 雄樹
H22	浅科小学校長	浅科中学校長	浅科中学校長	浅科中学校長	浅科小PTA会長
	平岡 洋明	佐々木 誠一	佐々木 誠一	佐々木 誠一	山本 亮
H23	浅科中学校長	浅科小学校長	浅科小学校長	浅科小学校長	浅科中PTA会長
	村上 啓	淀 恵子	淀 恵子	淀 恵子	中嶋 勝
H24	浅科小学校長	浅科中PTA会長	浅科中学校長	浅科中学校長	浅科小PTA会長
	淀 恵子	荻原 則夫	村上 啓	村上 啓	北原 公行
H25	浅科中学校長	浅科小PTA会長	浅科小学校長	浅科小学校長	浅科中PTA会長
	湯本 修	町田 昌洋	中島 一彦	中島 一彦	竹内 真治
H26	浅科小学校長	浅科中PTA会長	浅科中学校長	浅科中学校長	浅科小PTA会長
	中島 一彦	橋本 鷹喜	湯本 修	湯本 修	石井 俊和
H27					
H28					

※ 平成17年度は、監事3名で浅科中学校長が兼務。

○佐久市学校給食センター条例

平成17年4月1日条例第197号

改正

平成20年3月27日条例第24号

佐久市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、学校給食調理等の業務を処理するため、学校給食センターを設置する。

(名称、位置及び給食する学校)

第2条 学校給食センターの名称、位置及び給食する学校は、次のとおりとする。

名称	位置	給食する学校
佐久市学校給食南部センター	佐久市原563番地1	野沢中学校、中込中学校、野沢小学校、泉小学校、岸野小学校及び中込小学校
佐久市学校給食北部センター	佐久市長土呂64番地22	浅間中学校、東中学校、岩村田小学校、平根小学校、中佐都小学校、高瀬小学校及び東小学校
佐久市学校給食臼田センター	佐久市田口6450番地	臼田中学校、臼田小学校、田口小学校、青沼小学校及び切原小学校
佐久市学校給食浅科センター	佐久市甲2003番地1	浅科中学校及び浅科小学校
佐久市学校給食望月センター	佐久市協和6925番地	望月中学校及び望月小学校

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日条例第24号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○佐久市学校給食センター条例施行規則

平成17年4月1日教育委員会規則第19号

改正

平成20年3月28日教委規則第4号

平成25年3月29日教委規則第1号

平成25年3月29日教委規則第2号

佐久市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市学校給食センター条例(平成17年佐久市条例第197号)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 佐久市学校給食センター(以下「給食センター」という。)に次の表の左欄に掲げる課を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
学校給食課	学校給食南部センター事業係 学校給食北部センター事業係 学校給食臼田センター事業係 学校給食浅科センター事業係 学校給食望月センター事業係

(業務)

第3条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の物資の購入、調理及び配送に関する事。
- (2) 学校給食用器具の管理及び整備に関する事。
- (3) 学校給食の調理の研究及び調査に関する事。
- (4) 学校給食の会計の事務に関する事。
- (5) 給食センターの設置及び統廃合に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に必要な事。

(職員の職)

第4条 給食センターに次の職を置く。

- (1) 課長
- (2) 課長補佐又は係長
- (3) 主事又は技師
- (4) 主事補又は技師補

2 前項に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(平成17年佐久市教育委員会規則第6号)の規定を準用する。

(職に充てる職員)

第5条 前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(課長等の職務)

第6条 課長は、上司の命を受けて給食センターの管理及び運営に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐又は係長は、上司の命を受けて業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 主事、技師、主事補及び技師補は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(その他の職員)

第7条 給食センターに事務職員又は技術職員のほか、業務職員を置く。

2 業務職員は、上司の命を受けて給食業務に従事する。

(専決)

第8条 課長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程(平成17年佐久市教育委員会訓令第2号)の規定を準用する。

2 学校給食課の所管に属する部長以上の職にある者の専決事項に係る決裁については、学校教育課長に合議しなければならない。

(課長の旅行)

第9条 課長が旅行する場合は、出発の日の2日前までに教育委員会に届け出てその承認を受けなければならない。

(施設及び設備の管理)

第10条 課長は、業務を円滑に運営するため施設及び設備を正常な状態に維持するように努めなければならない。

(防災及び警備等)

第11条 課長は、毎年度の始めにおいて、給食センターの防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校に併設されている給食センターにあっては、防災及び警備の計画の作成に当たり、当該校長と協議するものとする。

2 職員は、課長の定めるところにより、給食センターの防災及び警備の任務を分担しなければならない。

(業務の計画)

第12条 課長は、毎年3月末日までに翌年度の業務計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(業務の報告)

第13条 課長は、別に定めるところにより給食センターにおける業務の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(事故の報告)

第14条 課長は、重大な事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営委員会)

第15条 給食センターの円滑な運営を図るため、諮問機関として、給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員の任期は、その職の在任中とする。

- (1) 給食を受ける小・中学校長
- (2) 給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者
- (3) 学校医を代表する者 1人
- (4) 学校薬剤師を代表する者 1人
- (5) 識見を有する者 若干人

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 給食費の決定及び給食の経理の認定に関する事項。
- (2) 給食の献立方針に関する事項。
- (3) 学校給食に関する諸般の調査及び研究
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要と認めた事項

(運営委員会の会議)

第17条 会長は、必要に応じ、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(献立委員会)

第18条 給食の充実を図るため、給食センターに献立委員会を置く。

2 献立委員会は、給食を受ける小・中学校長を代表する者、栄養士、学校給食主任及び給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者をもって組織する。

(監査)

第19条 給食センターに監事を置き、給食の経理を監査する。

2 監事は、校長及びPTAを代表する者をもって充てる。

3 監査は、年2回行うものとし、その結果を教育委員会及び運営委員会に報告するものとする。

(簿冊その他)

第20条 給食センターに次に掲げる簿冊を備え付け、整理しなければならない。

- (1) 出勤簿
- (2) 超過勤務命令簿
- (3) 休暇欠勤承認簿
- (4) 出張命令簿
- (5) 物資受払簿
- (6) 栄養摂取状況記録簿

- (7) 献立表
- (8) 業者別仕入帳
- (9) 調定簿
- (10) 領収証つづり
- (11) 給食日誌
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要な簿冊

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市学校給食センター管理規則(昭和41年佐久市教育委員会規則第2号)、臼田町学校給食センター規則(昭和41年臼田町教育委員会規則第2号)、浅科村学校給食共同調理場管理規則(昭和57年浅科村教育委員会規則第1号)又は、望月町学校給食共同調理場管理運営規則(平成16年望月町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月28日教委規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日教委規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日教委規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

平成26年度佐久市学校給食センター給食会計予算(案)

平成26年度佐久市学校給食センター給食会計の予算是、次に定めるとごろによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,880,140円と定める。

平成26年 5月28日 提出

佐久市教育委員会
学校給食課長 磯貝修

平成 26 年 5 月 28 日

平成 26 年度 学校給食の実施内容 ~~(案)~~

<学校給食の役割>

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において活用することができます。

特に給食の時間では、準備から後片付けの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができます。

また、学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることもできるなど高い教育効果が期待できます。

<学校給食の目標>

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

<佐久市としての学校給食における基本的な柱（25 年度）>

- ① 安全で安心な給食の提供
- ② 食物アレルギーへの対応
- ③ 地産地消を含む食育の推進
- ④ 学校給食衛生管理の基準に沿った施設設備

<献立方針>

栄養量、味付け、地場産物の活用、郷土食や行事食などにおいて毎日の給食が「食」の手本となり、食育の「生きた教材」になるような献立内容を検討する。

① 献立の作成方法

- ・ 基本は小、中学校同一とする。
- ・ 献立は栄養士が原案を作成し、給食センター職員内の検討を経て決定する。
- ・ 献立委員会を年 2 回開催する。

委員：献立委員会長、小中学校給食主任、小中学校 PTA 副会長、学校給食課長、センター事業係長、栄養士

② 児童生徒の健康の保持増進に役立つ食事内容

- ・栄養摂取量は、文部科学省より出されている「学校給食摂取基準」に準拠し、対象児童生徒の体位、生活活動等の実態に配慮し、弾力的に運用する。
- ・和食の良さを見直し、魚、豆、海藻、野菜などを意識して取り入れる。
- ・家庭で不足しがちな栄養素（カルシウム、鉄、マグネシウム、亜鉛など）の摂取に努める。
- ・だしあは化学調味料を使わず、かつお節、昆布、鶏がらブイヨンなどからとる。
- ・だしを丁寧にとる等の工夫で減塩をおこなう。素材本来の味を大切にする。

③ 児童生徒の学校生活の様子や学校行事に関連した献立

- ・部活の大会（中学校）
- ・運動会（小学校）
- ・生活を見直す月間（中学校）
- ・読書旬間 等

④ 行事食等の実施

- ・時期に合わせた行事食
- ・希望献立 小学校4年～中学校3年までの全学級
- ・バイキング給食 小学校6年

⑤ 食材の選定

- ・青果は産地が明確なものを選択し、国産を原則とする。
- ・加工食品は製造会社、消費期限、原材料等が明確なものを選択する。
- ・食品添加物に考慮し、無添加、低添加の食材を選択する。
- ・「学校給食応援団」の野菜や、地元業者の食品を積極的に利用し、地産地消を進める。
- ・季節感のある旬の食材を取り入れる。
- ・そば、ナツツ類は食物アレルギーをもつ児童生徒が多く、摂取してしまった場合重篤な症状を起こす危険性が強いため使用しない。

⑥ 食物アレルギーによる特別食提供

- ・浅科給食センターで特別食の対応が必要な児童生徒は13名（平成26年度）。
- ・調理場内に特別食専用の部屋や機器がそろっていなく、特別食専用の調理員等はない。
- ・今ある調理場の施設、人員で対応できる範囲で除去食や代替食等を調理し提供する。
- ・事故を起こさないことを第一条件に特別食の提供をしていく。

⑦ 衛生管理

学校給食衛生管理基準に則り、給食に起因する衛生上の危害の発生を防止する。

I 浅科給食センターにおける衛生管理

- ・和え物に使う野菜は基本的に加熱殺菌する
- ・食中毒の発生しやすい夏場の献立を工夫する
- ・場内のドライ運用
- ・汚染作業区域、非汚染作業区域での調理の区別
- ・手洗いの徹底

II 配送校にお願いしていること

- ・児童生徒の給食当番日常点検表の記録

身支度の整っていない児童生徒、体調の優れない（特に嘔吐、下痢などの症状）児童生徒

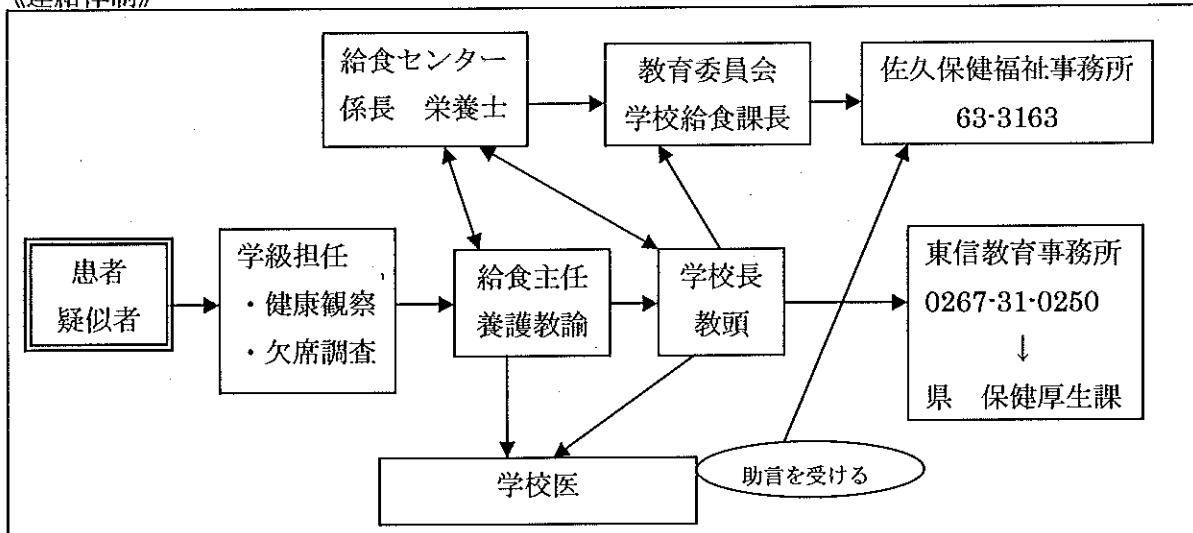
は給食の準備を行わない

- ・検食簿の記入
- ・直送品の検収と適切な保管（牛乳、パン、ソフト麺、デザート）

III 事故発生時の連絡、対応

○児童・生徒に給食が原因と疑われる体調不良者がいた場合

《連絡体制》



《対処方法》

- 健康観察等により感染症や食中毒の疑わしい症状のある児童・生徒があるときは、学級担任→給食主任・養護教諭→教頭→校長→給食センター係長→学校給食課長
- 係長（不在の場合は栄養士または調理主任）は、学校給食課長に報告し、他の配達校の状況を把握するとともに、課長と対応を協議する。
- 報告を受けた課長は、関係機関と対応を協議する。
 - 学校医もしくは保健福祉事務所の指導により給食の可否を決定する。
 - 保護者に対しては教育委員会や佐久保健福祉事務所の指示に基づき、感染症または食中毒の（疑いがある）事実、児童・生徒の健康調査、検便などの各種調査へ協力のお願いを速やかに連絡する。その際、個人のプライバシーなどの人権に対する侵害が生じないように配慮する。

⑧ 食に関する指導

- 配布物
 - 毎日の献立紹介（きょうのひとこと）、予定献立表、給食センターだより
- 学校訪問
 - 中学校給食週間の教室訪問、その他必要に応じて訪問を行う（栄養士）
- 教科学習との連携
 - 教科学習において食に関する指導を行う際、必要に応じ学校給食等の専門分野への指導の参画、情報提供、資料提供を行う（栄養士）
- 給食調理員との交流給食
- 学校保健委員会
- PTA 試食会

平成 26 年度 給食献立年間計画

佐久市学校給食センター

月目標	指導内容	献立作成のポイント	学校行事等	行事食	希望献立	旬の食材
4 月 給食の決まりを守ろう	・学校給食の目標 ・決まりの確認（正しい食事のマナー）	・新入生に期待感をもたらせ春が感じられる工夫。 ・新入生の食事状況に配慮しながら、給食になじみやすい献立。		・入学、進級祝い	春キヤベツ、たけのこ、かぶ、鱈、新たまねぎ、新じゃが、生わかめ、新にんじん、うどん、清見オレンジ	
5 月 じょうぶな体を作ろう	・食べ物のはたらき ・バランスのとれた食事	・基準量に沿って、食品をバランスよくとり入れる。 ・成長期に特に必要な食品を使用する。	・給食週間（中）	・子どもの中	アスパラ、鰯さや、新たまねぎ、新じゃが、新にんじん、鱈、生わかめ、山菜、晩柑類、びわ	
6 月 ①骨や歯によく ②衛生に気をつこう	・骨や歯に良い食べ物（カルシウムの働き） ・歯むことの大切さ ・歯磨きの仕方 ・梅雨時の衛生（手洗い、身支度、食事環境）	・骨や歯を丈夫にし、あごの発達を促す食品を取り入れる。 ・カルシウムの多い食品を取り入れる。 ・梅、酢を使った料理の工夫。 ・食中毒防止、食品の選択と調理工夫。	・給食週間（小） ・歯と口の健康新聞 ・むし歯予防大会 ・中体連佐久大会 ・食育月間	6-1	レタス、梅、セロリー、鱈、鰯、飛魚、メロン、びわ、さくらんぼ、小玉すいか	
7 月 暑さに負けない食事をしよう	・夏の食生活のポイント ・夏休みのすごし方（食事と生活リズム）	・暑さに向け体力をつける料理の工夫。 ・食欲をそそり涼しさを感じさせる工夫。 ・食中毒防止、食品の選択と調理工夫。	・七夕 ・土用の丑	3-A 6-2	レタス、きゅうり、きやべつ、水稲、ズッキーニ、トマト、ピーマン、梅、なす、キス、スイカ、ブラン	
8 月 規則正しい食事をしよう	・一日三食の役割 ・生活リズムの見直し ・日本型食生活	・食欲をそそり涼しさを感じさせる工夫。 ・主食、副菜、汁物がそろつた和食の良さがわかる工夫。 ・食中毒防止、食品の選択と調理工夫。	・生活を見直す月間（中）		レタス、タケノコ、ゴーヤ、きゅうり、きやべつ、白菜、もろこしトマト、ズッキーニ、梨	
9 月 規則正しい食事をしよう	・一日三食の役割 ・生活リズムの見直し ・運動と休養と食事 ・日本型食生活	・偏食をおおす工夫。 ・主食、副菜、汁物がそろつた和食の良さがわかる工夫。 ・運動量の多い月なので質と量の配慮をする。	・生活を見直す月間（中） ・運動会（小） ・清流祭（中）	1-A 1-B	もろこし、きやべつ、レタス、ブルーベリー、巨峰、梨、ぶどう	

1 月	好き嫌いせず食べよう	・偏食の害について ・自己の食生活を反省する	・秋を感じさせる工夫。 ・食欲の秋、スポーツの秋。質、量とも充実した食事の工夫。	・読書時間（中）	2-A 5-1	さんま、鰯、里芋、栗、りんご、柿
1 月	感謝して食べよう	・生産と感謝 ・食事の挨拶 ・食べ物の命	・収穫された野菜等から感謝の気持ちを育てる工夫。 ・秋を感じさせる工夫。	・読書時間（小）	5-2 5-3	新米、栗、鮭、鰯、白菜、早生みかん
1 月	寒さに負けない体を作れる食べ物	・寒さに負けない体を作れる食べ物 ・冬野菜の効用 ・かぜの予防と食事	・風邪を予防する食事の工夫（V A、V C）。 ・体を温める食事の工夫。 ・冬の野菜を多く取り入れる。	・クリスマス ・冬至 ・年取り	4-1	白菜、春菊、ほうれん草、ごぼう、人参、大根、ブロッコリー、鮭、りんご、みかん
1 月	郷土の食べ物を知ろう	・郷土の食事と文化 ・給食の歴史	・地元の食べ物や郷土食を取り入れる。 ・体を温める食事の工夫。	・鏡開き ・大寒 ・郷土食	2-B	凍み豆腐、野沢菜漬、ねぎ、れんこん、わかさぎ、みかん、キウイ、いちご
2 月	食事と健康の関係を解しよう	・生活習慣病予防の食事（咀嚼、食物繊維、脂肪） ・受験期の食事	・食物纖維を多くとる工夫。 ・日本型食生活。 ・春の訪れを感じる食事。	・前期選抜（中） ・節分 ・立春	4-2	凍み豆腐、小松葉、切干大根、いよかん、ポンカン、いちご
3 月	給食の反対をしよう	・1年間のまとめ ・望ましい食生活 ・楽しい思い出作り	・春らしく彩りを考え、楽しい思い出になるよう工夫する。 ・卒業生の思い出に残る献立。	・後期選抜（中） ・ひな祭り ・卒業祝い		きやべつ、かぶ、はっさく、いよかん、いちご、でこぽん、清見オレンジ

毎月19日は
教育の日

～給食で伝えたい郷土食・郷土の食べ物～

- ・五郎兵衛米
- ・塩いか
- ・矢嶌の凍み豆腐
- ・給食応援団の野菜
- ・挟み込み
- ・高成牧場の牛肉
- ・お煮かけ
- ・佐久鶏
- ・粕汁
- ・川魚
- ・鮭の粕煮

学校給食応援団 発足について

学校給食応援団

佐久市産農産物の利用拡大と、子ども達への食育推進を図るため"学校給食応援団"を発足する。地元農家から直接農作物が納められることにより、顔が見え、安全・安心な関係の構築、さらには佐久市農産物の美味しさの周知を図る。平成26年度は望月・浅科の2地区において設置を予定している。

学校給食応援団員

"学校旧称区応援団"は地元農家から構成される。昨年の12月に農家募集をかけ、賛同いただいた農家を"学校給食応援団員"として認定、自らが育てた野菜が学校給食に使用されることに、やりがいや生きがいを感じ、また、安定した販売先となることで地域農業を活性を図る。

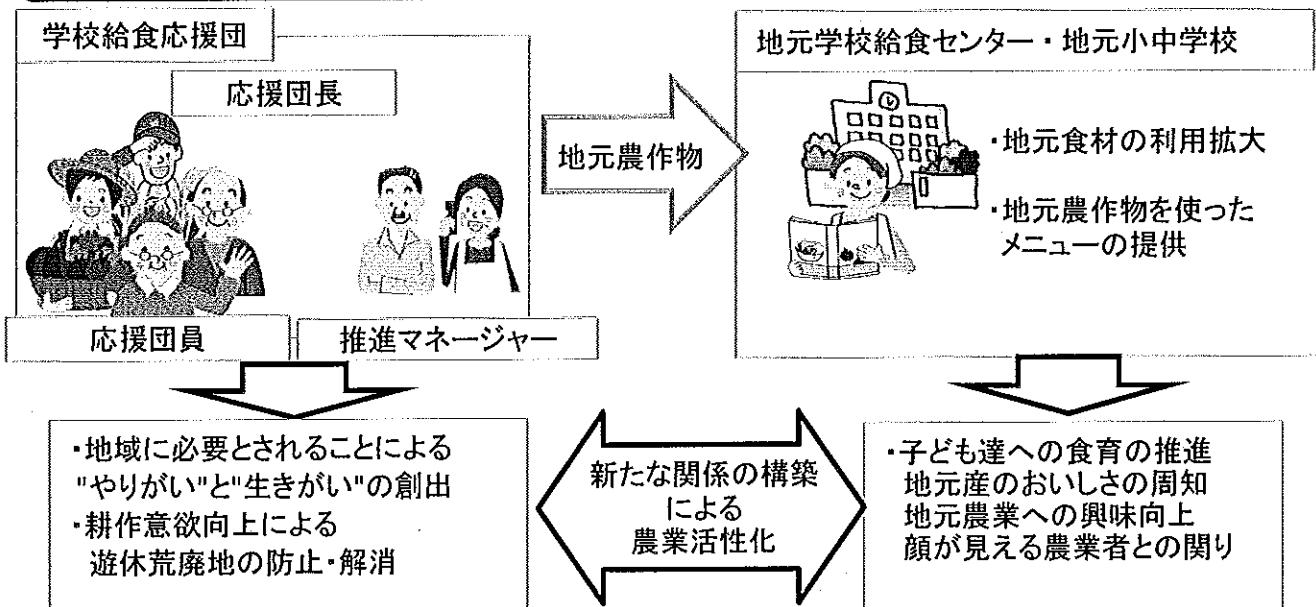
食育の推進

地元の子ども達に地域の農業と触れ合う場の創出を図り、佐久の農作物を知り、味わうことで、食育推進と、地元の農業の魅力を伝えることを目的とする。

地産地消の推進

佐久市の農作物が美味しい・安全であるという認識を広く周知することで地元の農作物が地元で消費されという地域内での経済の循環の促進を図る。

学校給食応援団 フロー



浅科学校給食応援団(13名)

	役 職	氏 名	住 所	連絡先	携帯電話	〒
1	団 長	廣川 修司	御馬寄			
2	副団長	古平 哲宣	塩名田			
3	マネージャー	小林 正高	甲			
4	団 員	掛川 正道	桑山			
5	"	掛川 茂雄	甲			
6	"	小林 一之	蓬田			
7	"	古平 征義	塩名田			
8	"	掛川 正幸 佳孝	桑山			
9	"	佐藤 修	塩名田			
10	"	井出 廣己	甲			
11	"	高野 守登	塩名田			
12	"	矢島いきいき会 小林 周太	矢嶋			
13	"	笹井 政市	桑山			
	候 補	ツカノ ムネカツ	甲			